

声 明

東京高裁第4民事部は本日、東京福祉大学元総長である中島恒雄氏からの損害賠償請求訴訟の控訴審において、交通ユニオン組合員田嶋清一氏に33万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

この裁判は、東京福祉大学との争議に際し、元総長中島恒雄氏の過去の犯罪歴を田嶋清一氏及び交通ユニオンのホームページ上で掲載したことについて、中島恒雄氏が田嶋組合員及び交通ユニオンに対して名誉毀損とプライバシー侵害を理由として5500万円の損害賠償請求訴訟を起こし、東京地裁は組合側の主張を認めつつも88万円の支払いを命じ、組合側が控訴していたものである。

そもそもこの損害賠償請求訴訟は、東京福祉大学との争議を継続してきた田嶋組合員及び交通ユニオンに対して、報復と活動の萎縮を狙ったスラップ訴訟であり、その目的に正当性はないのである。

本日の判決は、中島恒雄氏が主張する名誉毀損については退けたものの、プライバシー侵害については認定し、賠償金の支払いを認めた不当判決である。

中島恒雄氏は過去の犯罪により文部科学省から東京福祉大学の運営や授業等への関与を禁じられている。にもかかわらず出所後から大学の行事等に顔を出し始め、最近では卒業式や入学式、教員の研修会等にも公然と姿を表し、さらには授業中の教室にいきなり入り込み、自分の指導方針と違った教え方をしている教員に対して、学生の目の前で罵倒するなど、非常に乱暴な行為も行っている。

このような不正常な状況を改善し大学の民主化を求めてきた田嶋組合員及び交通ユニオンの活動に損害賠償を認めるなど、到底認められるものではない。

私たちは、正当な労働組合活動に対するスラップ訴訟を断固許さず、最高裁に上告し最後まで闘う決意である。

一方、田嶋組合員への大学からの嫌がらせに対して、大学が設置したハラスメント防止・対策専門部会に田嶋組合員が告発のメールを送ったが、2年近くにわたって放置されたことや、田嶋組合員に授業を持たせなかつたことについて損害賠償を求める訴訟を本日、東京地裁に提訴した。

中島恒雄氏の関与を黙認し、大学の方針に異を唱える教職員には人権侵害とも言える対応を行う東京福祉大学の責任について、今後もあらゆる方法で追求していくものである。

2018年9月13日

交通ユニオン

執行委員長 関 常明

